

国立大学法人東北大学職員組合議事運営規定

第1章 総則

第1条（規定の根拠）

この規定は規約第33条、第73条に基づいて定める。

第2章 大会

第2条（性格および構成員）

規約第10条（大会の性格および構成員）による。

第3条（大会の招集）

規約第11条（大会の招集）による。

第4条（大会招集のための公示）

大会を招集するときは、執行委員長は10日前までに各支部を通じて組合員に会期、場所、目的、議案、その他必要な事項を通知しなければならない。

第5条（大会の成立）

規約第25条（会議の成立）による。

第6条（代議員の選出）

規約第13条（代議員の選出）による。

代議員の定数は支部組合員数に基づき以下の通りとする。

1～10名	1名
11～30名	2名
31～50名	3名
51～70名	4名
71～90名	5名
91～110名	6名

第7条（代議員名簿の提出）

支部は開催前日までに本部執行委員会へ代議員名簿を提出しなければならない。

第8条（資格審査）

大会に代議員の資格を審査するため、若干の代議員により構成される資格審査委員会を設ける。

第9条（議事運営委員会）

大会の承認により、代議員若干名による議事運営委員会を設け、次の事項を協議し、大会の承認を得て施行する。

- 1 議長、副議長の選出に関する事項
- 2 議題の編成と変更に関する事項
- 3 緊急動議の取扱いに関する事項
- 4 議事の混乱およびその他の事故に関する事項

5 その他議事運営に必要な事項

第 10 条（議長、副議長）

規約第 29 条（議長、副議長）による。

第 11 条（議長の権限と責任）

規約第 31 条（議長の権限と責任）による。

第 12 条（議長の不信任）

議長不信任の動議が提出された場合は副議長が代わってその採否を会議にはからなければならぬ。

第 13 条（議案の上程）

議長は議案を上程するとき、提案者にその提案理由を説明させる。また必要に応じて提案者は議長の許可を得て補足説明を行なうことができる。

第 14 条（議案の討議）

議長は議案が上程され、提案理由および補足説明が終わったら、質議討論を十分に行なわせ、案件について採決をとる。

第 15 条（発言）

発言する場合は議長の許可を得なければならない。

第 16 条（採決の方法）

規約 28 条（採決の方法）による。

第 17 条（決議）

規約第 27 条（決議）による。

第 3 章 中央委員会

第 18 条（性格および構成員）

規約第 15 条（性格および構成）による

第 19 条（招集）

規約第 16 条（中央委員会の招集）による。

第 20 条（招集のための公示）

中央委員会を招集するときは執行委員長は 5 日前まで、中央委員に会期、場所、目的、議案、その他必要な事項を通知しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第 21 条（中央委員会の成立）

規約第 25 条（会議の成立）による。

第 22 条（中央委員の選出）

規約第 18 条（中央委員の選出および任期）による。

中央委員の定数は支部組員数に基づき以下の通りとする。

1～50 名	1 名
51～100 名	2 名
101～200 名	3 名

第 23 条（議長）

規約第 29 条（議長、副議長）による。

第 24 条（議長の権限と責任）

規約第 31 条（議長の権限と責任）による。

第 25 条

議事、その他に関しては大会に準じて行なう。

第 4 章 附則

第 26 条

この規定の改廃は中央委員会の議を経なければならない。

第 27 条

この規定は 1971 年 5 月 15 日より施行する。

1972 年 6 月 22 日一部改正

2004 年 4 月 7 日一部改正